

# 令和7（2025）年度第2回 伊丹市人権教育・啓発推進会議

【開催日時】 令和8年（2026年）1月20日（火） 14時00分～15時30分

【開催場所】 伊丹市立人権啓発センター 大集会室

【出席委員】 森田委員、佐藤委員、波多江委員、奥村委員、南委員、林委員、前田委員、臼井委員、落合委員（9名出席）

【欠席委員】 方委員

【事務局】 市民自治部長、市民自治部参事、共生推進室長、人権啓発センター所長、人権教育室主幹、男女共同参画課長、同和・人権・平和課長、人権啓発センター主査、人権教育室主査、男女共同参画課主査、同和・人権・平和課主査

【議事録確認委員】 佐藤委員、波多江委員

【傍聴者】 0名

## 【議題】

- 1 伊丹市立人権啓発センターの事業及び運営について
- 2 主な人権教育・啓発事業の中間報告【12月末日時点で実施した事業の報告 ※一部11月末日時点あり】（共生推進室、人権教育室の事業のみ）

## 【会議内容】（要旨）

委員長 年が明けた1月ということだが、2年前は地震や一般航空機の事故があった。今年アメリカが、ベネズエラに侵攻するというニュースが流れた。相手をねじ伏せるような風潮が出てきている感じがする。そんな世の中になり、不安が募る日々である。また、昨日は総理から衆議院解散の報道が出ている。世の中の流れが大きくなっていることは感じているが、人権的な視点でこの会議で少しでもそういう人権的な力、微々たるものかもしれないが前に進めていけたらと思うので、よろしく願いしたい。それでは議題に入る。本日の議題は、大きく二つ。議題1は、「人権啓発センター事業及び運営について」に関する事。議題2は、「主な人権教育・啓発事業の中間報告」である。では議題1について、事務局から説明をお願いする。

事務局 （事務局説明）

委員長 事務局から説明があったが、各委員、質問、意見はいかがか。

委員長 意見等がなければ次の議題2に進むが、議題2の中で議題1の意見が出れば、その時は事務局から回答を求めるとするので、よろしく願いしたい。では続いて議題2に移る。議題2については、既に事前資料としてお目通しいただいていることから、事業等に関しての意見や詳しく説明を求めたいというものがあれば、各委員から発言をお願いしたい。では、各委員、ご意見等はあるか。

A委員 アウトリーチの観点から、展示について。公共施設で実施するのもすごくいいと思うが、イオンモールというショッピングセンターが伊丹には2つあり、そこで「男女共同参画啓発パネル展」や「DV・性暴力防止啓発パネル展」を実施されている。これについて、今までパネル展を見たことがない人が、それによってどういう風感じたかなどのアンケートは実施されているのか。

事務局 アンケートの実施については、実施していない。しかしながら、例えば家事であれば、家でお父さんがやっているかな？お母さんがやっているかな？と、考えてもらえるようなパネルになっている。また、子どもにも参加しやすいようにシールを設けて、この考え方にシールを貼るといった、いろんな考えをその場で表現できるように工夫して実施している。

A委員 シールを使って子どもも参加できるような工夫は、とてもいいと思った。

B委員 本人通知制度についてお聞きしたい。伊丹の本人通知制度は申請したら「5年間有効」ということだが、私が住んでいる市では5年というものはなく、一度申請したらずっと有効。制度のことを考えると、また再度手続きの手間などを考えれば、一度申請すればずっと有効というほうがいいと思っているが、伊丹では有効期限を設けているのはなぜか、伺いたい。

事務局 伊丹市では、平成27（2015）年6月から本人通知制度を実施している。また、全国的にもこの制度は広がっている。各市町とも取扱いが違うところがあり、「期間は設けるが、自動更新」もしくは「そもそも期間を設けていない」ところがある。B委員のお住いの市はこのどちらかと思われる。

そんな中、伊丹市においては要綱で5年という期間を設けている。平成27（2015）年度開始ということで、令和2（2020）年度が更新年であった。それを迎える前の令和元（2019）年度に、「5年を迎えるが、どうする？」ということで、市民課と協議を行った。

その協議の中で、例えば「死亡」について、市民課からは本人通知制度は「本人からの申告制度」となっているので、本人が死亡したとしても「ずっと申請は生きている」ということになるとのことであった。そのため、亡くなった人に対して第三者請求があれば、本人通知制度に基づいて通知を出さなければならないとのことであった。登録しただけでずっと通知を出さないといけなくなるという理由から期限を設けており、令和2（2020）年度の更新年には、更新対象者に更新の手紙をお出ししているところである。

B委員 死亡しているのに、なぜ通知が行くのか。

事務局 死亡されているということは分かっているのだが、本人通知制度を申請している以上、通知は出すことになる。それだとやはり駄目ではないかということで、きちんと期限を設けているところである。

B委員 期限を設けると、更新年に再度手続きをしないといけない。更新手続きを忘れてもする。そうなってくると、手間になって辞めようという人も出てくると思う。そうなれば登録者は年々減ってくるのではないかと思うので、制度のあり方については、また考えてもらいたい。

委員長 市の方でも議論はしてもらっているが、こういう意見もあるので、機会があれば市の方で再度議論いただきたいと思う。  
他はいかがか。

B委員 議題1に戻るのだが、人権啓発センターの運営状況の中で聞きたいことがある。

コロナ前まで実施していた事業があったが、コロナ以降は実施していない事業があると思う。そうなれば事業予算は削られていくことになる。例えばカラオケ事業。カラオケ事業に来ていた人からは、カラオケに代わる事業をしてほしいといった要望も聞いている。代わる事業はあるのかなど、改めてセンターの事業について教えてほしい。

事務局 事実として、事業中止のものや規模縮小されているものはある。それに代わる事業もできていないのも事実である。何ができるのかをきちんと検討していきたい。

B委員 予算は削られているのか。

- 事務局 削られていないとは言い切れない。
- B 委員 新たに予算をつけてもらえることはできるのか。
- 事務局 絶対に予算がつくとは言い切れないが、予算をつけてもらえるよう頑張りたい。
- B 委員 人権文化市民講座の太鼓講座について、「－」となっているが、ずっと実施していないのか。今後は実施するのか。
- 事務局 すぐには答えることができないので、お調べして後日お伝えしたい。
- 委員長 コロナ禍で事業中止や縮小といったことが分かるが、今後どうしていくのかという B 委員の意見があったわけだが、今行われている事業の内容の充実をしていくや、復活できる事業があるのであれば、ご尽力いただきたい。
- C 委員 この資料 1 に掲載しているということは、「事業を実施しよう」という意思があるから掲載しているのではないか。「実施しない」ということであれば、掲載はそもそもしないのではないか。
- B 委員 そうであればいいのだが、資料に掲載しているけど実際に実施していない。それはなぜなのかということを経務局に質問をした次第である。
- 事務局 C 委員のおっしゃるとおり、今まで実施してきたものなので「実施したい」という思いはある。
- C 委員 事業ができないのは、経費や補助金の関係もあるのかなと思った。
- 事務局 人権啓発センターはご存知の通り、「人権センター」「児童館」「ふれあいセンター」の 3 つ施設の総称である。太鼓の事業に関しては、もう一つ「集い太鼓」というものを毎週実施している。その他、児童館では子どもを対象とした講座も実施している。ふれあいセンターでも様々な事業を実施しているので、この事業については、3 館でバランスよく事業を実施していきたいと考えている。
- 委員長 この太鼓講座については、資料を見る限り 2023 年度から実施がされていない。太鼓の事業という意味で言えば、全くなくなっているわけではなく、集い太鼓や、児童を対象とした太鼓講座も実施しているとの説明であった。今後、集約していくのか、それぞれの事業をさらに充実させていくのか、検討をいただきたいと思う。
- B 委員 以前、このセンターで何人かに分かれて太鼓をたたいてもらい、人権フェスティバルで実演をしたのだが、その事業が「人権文化市民講座の太鼓講座」であるのか。
- 事務局 その事業であるとは今は分からないが、先ほど申し上げたとおり地域の文化を

伝える事業であるため、3館でバランスよく実施していきたいと考えている。

委員長 地域の文化を伝える大切な事業であるため、いろんな機会を通じて伝えてもらいたいと思う。他はいかがか。

D 委員 資料2の項目15.16の「外国人相談窓口」と「ホームページ自動翻訳サービス」についてだが、市内でも多くの外国人を見かける。身近でトラブルというものは聞かないのだが、ニュースでは、奈良の鹿に何かあげているなどの報道が流れる。私の友人の話になるが、上の階に外国人が住むことになり、ゴミ出しなどでその外国人に言いたいけど、なかなか言えないということを知った。その外国人の方が、ただ単に「分別の仕方を知らない」ということであれば、話し合いなどで教えてあげることができたらいいのになと思っている。それに関して、何か市で対応などはしているのか。

事務局 外国人相談窓口では、外国人の方の相談を同和・人権・平和課が対応している。また、日本人市民が外国人のことについて、相談に来られることもある。相談件数で言えばそんなに数はないのだが、全国的に外国人トラブルというと、「ゴミと騒音」のことが問題になりやすい。市としては、我々が直接そこに行って話をしに行くことはしていないが、自治会の担当者を通じて自治会につないでもらうといったことを調整している。その際に「言葉が通じない」などの問題はある。それらの問題について、今年度は「ゴミの分別のリーフレットの多言語化」を行った。サイズはA3サイズであり、市ホームページにも掲載している。来年度は、「騒音や生活マナー」に関するものを作成できたらと考えており、外国の方に見ていただくためとして、そして日本の生活をお話するときなどで、「日本の生活」を伝えるツールとしても使っていただきたいと思う。そういう伝えるツールを今後も増やしていきたい。

D 委員 コミュニケーションの手段として、市のほうで作成していただくことはとてもいいことだと思うので、よろしくお願ひしたい。

委員長 外国の方は、なかなかコミュニティというものがないので自治会などで一緒にする機会が増えていけばいいと思う。そうすることで顔見知りになる。やはり顔を知らない、なかなか物も言えないし、お互いに怖い。今後はそういう交流という機会も考えていただけたらと思う。他はいかがか。

E 委員 資料2の項目12・13の「日本語ボランティア養成講座」「日本語教室」について、参加人数は「日本語ボランティア養成講座」は記載しているが、「日本語教室」はどうか教えてほしい。伊丹市には3つの教室があり大変頼もしい限りだが、どれくらいの外国人が参加されているのか、どういった啓発をされているのかお聞きしたい。

事務局 今年度は事業が終わっていないため、まだ集計中である。そのため、令和6(2024)年度の人数になるが、火曜日は延べ619人。木曜は延べ97人。土曜日は延べ482人である。平均すると、5~15人来られて学習している状況である。やはり日本語を学ぶ機会というのは必要であるため、毎年ホームページや

市広報などで周知をしている。ただ、外国の方に届けるというのは、なかなか難しいところがある。広報誌はあまり読まれないかなと考えている。教室に来ている外国人は口コミでの参加が多いので、更なる口コミで参加を広げることになるかなと思っている。

E 委員 多くの外国人が参加されているということが分かった。学校では、やはり外国人児童のほうが日本語を覚えやすく、保護者のほうが苦勞されていると聞いている。事務局のいう口コミや友達を通じて、積極的に参加されたらいいなと思った。

事務局 この教室の流れでご案内したい事業がある。項目14の「日本語教室子ども向け拡充事業」だが、今年度新たに開始した事業である。今まで本市には、子ども教室というものはなかった。しかし、今後は親についてくる子ども、就労者についてくるパートナーが増える見込みがある。本格的にそういった外国につながるのがある児童などが増える前に、このような教室を始めたいという思いで開始した事業である。

前期は児童数3名。後期は4名で実施しているところである。学校の個人懇談に行かせてもらい保護者に事業案内を行っているが、委員皆さんの近くでも対象となる児童等がいれば、ご案内いただきたいと思うので、よろしく願いたい。

委員長 各委員、周知の機会があればご協力願う。他はいかがか。  
なければ、以上で議題2を終了とする。事務局、他に何かあるか。

事務局 (次回開催予定時期の案内、「人権・男女共同参画に関する市民意識調査の報告書」を作成中。完成すれば、各委員に郵送する予定である。)

委員長 以上をもって、第2回人権教育・啓発推進会議を終了とする。

令和8(2026)年2月16日

確認委員 佐藤 幸宏

確認委員 波多江 みゆき